

第1回質問回答

事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年2月15日～令和4年3月7日受付分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答(案)
1	募集要項	6	I 事業の概要 8 事業の流れ (1)～(3)	設計会社と共同事業体を組んで提案した場合、提案事業の実現のために、基盤整備等の設計業務について随意契約を締結することは可能でしょうか	<p>○お尋ねのとおり公園内の新たな魅力創出にあたり、県が実施する基盤整備に係る設計と運営事業予定者が実施する新たな魅力創出施設の整備に係る設計を一体的に行う方が合理的であり、基盤整備の設計業務について、運営事業予定者と随意契約を締結できるよう、募集要項を修正します。</p> <p>※募集要項修正 (P13, P17, P21) ※様式4-8 (ビジネスプラン) 修正 ※別紙6 「設計業務委託特記仕様書」追加</p>
2	募集要項	7	II 指定管理業務に関する事項 2 指定管理料	指定期間の15年間の間に消費税率が現在の10%から例えば12%へ変更となった場合、運営事業者に支払われる指定管理料は実質的に減少することになりますが、この場合は、相当額を補填していただけという理解でよいでしょうか?	<p>○お見込みのとおりです。</p> <p>○募集要項P26「VI その他の事項 1 リスク分担 (1) 自然公園エリア」の「税制度リスク」に記載しているとおり、消費税率の変更は、「指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼすもの(消費税等)」に該当するものとして、県で負担します。</p>
3	募集要項	8	II 指定管理業務 4 利用料金 (3) 利用料金の減免	利用料金の減免額は県が補填するとあります。県の予算額と補填実績をご教示ください。	<p>○過去5年間の補填実績については、参考3-3「年度別収支」のとおりです。減免補填の当初予算額(H28～R3)については、次のとおりです。</p> <p>H28 5,592千円 H29 5,752千円 H30 5,752千円 R1 5,805千円 R2 4,408千円 R3 4,408千円</p> <p>○なお、仮に予算額を上回る場合も、他施設の予算を活用するなどにより、原則として全額減免補填を行うものとしします。</p>
4	募集要項	8	II 指定管理業務に関する事項 6 管理業務の委託	指定管理者として選定された後に同業務をグループ会社または新設法人に運営させる場合は、別途県の承認を受ければ、全部又は主たる部分のグループ会社への再委託は可能という認識でよいでしょうか?	<p>○指定管理者は、法令上、議会の議決を経て、指定を行うものとされています。指定後に運営権を譲渡することは想定していません。</p> <p>○新設法人で運営を行う場合、申請時に法人設立済みである必要はありませんが、予めビジネスプランに実施運営体制を明記していただき、運営は、申請時に行うとした実施運営体制で運営してください。</p> <p>○地方自治法上、管理業務の全部又は主たる部分を包括的に第三者に委託することはできません。</p> <p>○なお、警備や植栽などの個別の業務(事実上の業務)を県の承認を得て第三者に委託することは差し支えありません。</p>
5	募集要項	12	III 新たな魅力創出業務に関する事項 5 貸付料等	事業者が県に支払う料金には、貸付料と目的外使用許可の使用料があるかと思いますが、使用許可の範囲は、どのような考え方により設定すべきでしょうか。	<p>○もみのき森林公園は公の施設であることから、原則として全ての住民がどのエリアも平等に利用でき、目的外使用許可はこれに対する例外を設ける行為となります。</p> <p>○目的外使用許可の範囲は、この平等利用できる施設を排他独占的に使用する範囲となります。</p>
6	募集要項	12	III 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備	基盤整備の費用は、劣化したインフラの復旧に充てる必要はない、という理解で良いでしょうか?(運営期間中に例えば、水道管が劣化により破損した場合の復旧費用は県負担になるため、基盤整備にわざわざ見込む必要はないということ)	<p>○自然公園エリアの運営上、必要なインフラ施設(自然公園エリアと民間活用エリアの両エリアの利用に跨るものを含む)の復旧は、基盤整備費用とは別に、県が実施しますが、民間活用エリアの運営のみに必要な設備の復旧については、運営事業者の負担とします。</p>
7	募集要項	14	III 新たな魅力創出業務に関する事項 9 原状回復	賃貸借期間終了後、原状回復することになっていますが解体までで良いのか現状が舗装などの場合舗装の復旧まで含まれるのかをご教示下さい。	<p>○原状回復の範囲については、貸付時の状態への復旧(舗装の復旧までを含める)が基本となりますが、具体的にどの程度の復旧を行い、引き渡しを行うかについては、次の貸付期間における借受者(以下「次期借受者」という。)と県、運営事業者の三者で貸付物件の原状回復等に関する協議の上、決定するものとしします。</p> <p>○運営事業者が、引き続き次期借受者となったときは、貸付物件を原状に回復することなく、使用することができます。</p> <p>○なお、舗装については、県が実施する基盤整備の対象となりますが、県が実施した工事については、原状回復の対象外となります。</p>

番号	資料名	頁	項目	質問	回答(案)
8	募集要項	16	V 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格	(3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること、とありますが、締め切りである7月4日(月)までに登記完了している支店がなければ、入札参加できない、という認識でよいでしょうか?それとも、支店登記予定であれば、入札参加資格を有している、ことになりませんか?	○お尋ねのとおり、支店登記予定でも可能です。 ○ただし、事業開始までに支店を出さなかった場合は、遡及して、参加資格がないものとみなしますので、指定を取り消します。
9	募集要項	16	V 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格	(4) 施設の管理に当たって、「別紙5管理運営に係る許認可、資格及び法定業務一覧」に記載している必要な許可及び資格等を有すること、とありますが、防火管理者、危険物取扱者、水道技術管理者、無線従事者資格の4資格のこと、という理解でよいでしょうか? これは締め切りである7月4日(月)までにすべて取得・保持している必要がありますか?それとも、運営開始までに取得予定であれば問題ないでしょうか?(外部委託によって賄うことも含む)	○必要な許可及び資格は、運営開始までに取得してください。 ○ただし、運営開始までに取得できなかった場合、施設の運営ができないことになるので、遡及して指定を取り消すことがあります。 ○なお、個別の法律により、外部委託が可能とされているもので、管理業務の主たる業務でないものについては、県の承認を受けた上で外部委託することが可能です。
10	募集要項	16	V 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格	SPCの設立を前提とする場合、グループ構成員のSPCへの出資について、制約がありますでしょうか。	○グループ代表者は必ずSPCへ出資しなければなりません。他の構成員については出資を義務づけるものではありません。 ○ただし、グループ構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えることを条件とします。 なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大としてください。 ○また、すべての出資者は、事業期間が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはなりません。  ※募集要項修正 (P18, 20)
11	募集要項	23	V 公募の実施に関する事項等 7 賃貸借契約 (2) 契約保証金	契約保証金として、貸付料の2.5年分を納付するとありますが、この貸付料は、民間活用エリアの貸付料のみで、目的外使用料を含まない、という認識でよいでしょうか?	○お見込みのとおりです。
12	募集要項	23	V 公募の実施に関する事項等 7 賃貸借契約 (1) 契約の方法	共同企業体で運営を行う場合、土地賃貸借契約は全ての構成員と締結するという理解でよいでしょうか。それとも共同企業体代表企業と締結しますでしょうか。	○お見込みのとおりです。 ○なお、契約の相手方は、代表法人としますが、共同企業体協定書により、契約の履行については、構成員全ての連帯責任で実施していただくものとしています。
13	募集要項	27	VI その他の事項 1 リスク分担 (1) 自然公園エリア	新たな運営事業者が引継ぎ可能な車両・備品リストはありますか?また、指定管理料で購入したものは、県備品になりますか?それとも、事業者備品になりますか?現状の認識を教えてください。	○県が登録を行っている備品リストを追加します。 ○県は10万円以上の物品を「備品」と定義していますが、運営事業者には、上記備品リストについて、管理委任を行う予定です。 ○また、指定管理料及び利用料金収入で購入した「備品」は県の所有となりますが、その他財源で、運営事業者が購入した「備品」については、事業者備品として管理していただきます。  ※参考5「備品リスト」追加
14	募集要項	27	VI その他の事項 1 リスク分担 (1) 自然公園エリア	新型コロナウイルス感染症に伴う県からの休業要請は、これまで実施されていますか?その場合は、どういった部分について補償がなされたか教えてください。	○これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業要請を行っています。(R2, R3) ○休業要請を行った期間においては、施設利用者の減少に伴う減収分について、補填を行っています。 ○参考3-3(年度別収支)にも記載していますが、R2では、17,079千円の補填を行っています。 ○R3については、上半期で、24,900千円の補填を行っており、下半期は金額精査中です。
15	募集要項	28	VI その他の事項 3 ネーミングライツ	施設全体のリニューアル後は、新たなイメージ訴求のために、愛称をつけることは可能でしょうか?	○企業(団体)名、商品名などを冠した愛称をつけていただくネーミングライツの場合は、別途、公募による審査を受けていただくこととなります。 ○一方で、基本的には、県との協議になりますが、企業(団体)や商品にかかる広報効果が期待できないような、単に公園のブランディング化やイメージ遊及を目的としたものであれば、愛称の導入について、検討可能かと考えますので、ビジネスプランの中で併せてご提案いただければと思います。  ※募集要項修正 (P30)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答(案)
16	(参考3-2) もみのき森林公園利用者の推移			家族旅行村地区) その他日帰りが入込利用者合計の大部分を占めていますが、この数字はどういった目的で来場されているお客様か、また、どういった方法でカウントしているか教えてください。	<p>○家族旅行村地区「その他日帰り」は、公園センター地区を含めた公園全体の「その他日帰り」の誤りであるため、資料を修正します。</p> <p>○「その他日帰り」は、公園施設入口のセンサーでカウントしている自動車台数から算出(平日1台2人、休日1台3人)した公園入込利用者数から、有料施設(自主事業を除く)利用者数を引いた人数を指します。</p> <p>○このため、「その他日帰り」にカウントされる方は、芝広場など無料施設や自主事業の利用者であると推測しています。</p> <p>※参考3-2(もみのき森林公園利用者の推移)修正</p>
17	(参考3-3) 年度別収支			物販収入等にはどのようなものが含まれていますでしょうか。明細をお示しください。	<p>○自販機や売店での物販収入や、レストランなどの喫食収入、用具貸出などの管理収入があります。</p> <p>○物販収入等の内訳を追加します。</p> <p>※参考3-3(年度別収支)修正</p>
18	その他			敷地内の給水・排水・電気図面をご教示ください。(キュービクル、浄化槽、給水槽等)	<p>○既存資料から作成した公園センター給水・排水・電気図面(想定)について、資料を追加します。</p> <p>○なお、キャンプ場及び家族旅行村地区については、作成でき次第追加で公表します。</p> <p>※参考6「公園センター地区(キャンプ場を除く)給水・排水・電気図面(想定)」追加</p>
19	その他			イベントなどの場合に、駐車料金または入場料などで料金を徴収することは可能でしょうか? 公共施設として平等に利用できるように配慮をする前提で、可能と位置付けていただければ幸いです。	<p>○お尋ねのとおり、自主事業として「イベント参加料」という名目で料金を徴収していただくことは、可能と考えます。</p> <p>○一方、現在、多くの方に自然公園の利用をしていただいています。条例改正により、公園内の駐車場及び入園を有料とすることで、これまで無料で利用いただいていた方の制約となってしまうため、公園全体にかかる駐車場料金及び入園料は、引き続き、無料としてしてください。</p>
20	その他			冬季の施設運営には、園内の道路除雪のために、除雪車両が必要になると考えておりますが、これは運営事業者によって新規購入または別途委託が必要になりますかそれとも、県で何かしらの除雪作業を予定されていますか。現状の認識を教えてください。	<p>○15年間の指定管理料の中には、除雪作業のための除雪車両レンタル料として年510千円を含んでいます。</p> <p>○このため、除雪車両の購入、レンタル、委託については、運営事業者の運営方針によるものとしますが、除雪は、運営事業者において実施していただきます。</p>
21	その他			園内にある多様な道の種別県道などをわかる範囲で教えていただけますでしょうか。	<p>○園内には、サイクリングロードや登山道等、特定の目的を持った道はありますが、道路法に定められる道路(県道、市町村道)はありません。</p>